

保 医 発 0 4 1 6 第 1 号

平 成 3 0 年 4 月 1 6 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、平成30年3月22日に提出すべき平成29年4月から12月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成30年5月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

別添

保険医療機関名	住所		適用期間
医療法人社団清心会至聖病院	350-1332	埼玉県狭山市下奥富1221	平成30年5月1日から 平成30年5月31日
チューリップ長江病院	930-0974	富山県富山市長江町五丁目4番33号	
佐久市立国保浅間総合病院	385-8558	長野県佐久市岩村田1862番地1	
高山赤十字病院	506-8550	岐阜県高山市天満町3丁目11番地	
医療法人生寿会かわな病院	466-0807	愛知県名古屋市中区山花町50	
社会医療法人太秦病院	616-8083	京都府京都市右京区太秦安井西沢町4番地の13	
京都第二赤十字病院	602-8026	京都府京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355の5	
独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永2410番地	
医療生協かわち野生活協同組合東大阪生協病院	577-0832	大阪府東大阪市長瀬町1-7-7	
社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院	564-0013	大阪府吹田市川園町1番2号	
独立行政法人国立病院機構福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町4丁目14-17	
医療法人祐基会帯山中央病院	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山4丁目5番18号	
小林市立病院	886-8503	宮崎県小林市細野2235番地3	